

## 申請書等における性別欄の見直し方針

令和2年1月16日市長決裁

### 1 基本的な考え方

本市では、平成28年10月に戸田市男女共同参画推進条例（平成28年条例第32号）を制定し、基本理念の一つとして「性別、性的指向、性自認による差別的な取扱いや暴力を根絶し、誰もが、個人として尊重されること」を掲げています。

性自認とは、性の自己認識（こころの性）のことを指し、必ずしも生物学的な性（からだの性）と一致していません。こころとからだの性が一致せず、自己の性に対する違和感等を持っていることで、社会生活に支障をきたしたり、差別や偏見に苦しんだりする人々がいるのが現状です。

このような点を踏まえ、性的マイノリティ（LGBT等）への配慮のため、申請書等の性別欄の見直しを行います。

### 2 個人情報保護の保護

性別は、個人情報の一つであって、戸田市個人情報保護条例（平成11年条例第3号）においても、市が個人情報を収集する場合は、必要最小限の範囲内で収集しなければならない旨が規定されているとおり、必要性のない性別情報の収集は、行うべきではありません。

### 3 性的マイノリティへの配慮

申請書等における性別欄については、性自認と異なる性別を記入しなければならないことや、記載された性別と外見の違和感から性別確認を必要以上にされることなどを理由として、性的マイノリティにとって強い抵抗や大きな負担となることがあります。

したがって、申請書等における性別欄について、自治体において性的マイノリティへの配慮が必要です。

### 4 見直しの具体例（市民向けアンケート等任意の帳票を含む。）

性別欄を見直す際は、(1)から(3)までに掲げる具体例のような対応

が必要です。

なお、法令等で様式が定められているなど、性別欄を見直すことができない場合は、窓口の対応等において、十分な配慮を行う必要があります。

- (1) 業務上、性別情報の収集が必要ない場合、性別欄は削除する。
- (2) 性別ごとの統計を実施するなど、業務上、性別情報の収集が必要な場合は、以下の対応等を実施する。
  - ア 性別欄の性別の選択肢に、「その他」等を設ける。
  - イ 性別欄の性別を自由記載とする。
  - ウ 前ア及びイの補足として、「本人が自認する性別を選んで（記入して）ください。」などの記載を性別欄に加えることにより、性別の選択をしやすくなる工夫を行う。
- (3) 性別を記載する必要がある様式（本人に配布するもの）の場合、書面の裏面に性別を記載するなどの工夫を行う。

## 5 用語説明

### (1) 申請書等

市が本人に性別の記載を求めるもの（申請書、アンケート等）及び市が本人に性別を記載して交付するもの（通知書等）。

### (2) 性的マイノリティ

同性又は両性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障がいの人など、性的指向や性自認において少数者である人々のことをいいます。

### (3) LGBT

レズビアン（Lesbian）＝女性同性愛者、ゲイ（Gay）＝男性同性愛者、バイセクシュアル（Bisexual）＝両性愛者、トランスジェンダー（Transgender）＝性同一性障がい等でこころとからだの性が一致しない人の頭文字をとって、主な性的マイノリティのことを意味しています。性的指向や性自認が定まっていない人、クエスチョニング（Questioning）も加えた「LGBTQ」という呼び方もあります。